三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	号			別		
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	10.9%	アメリカ合衆国ドル	5,091	4,137	3,659	3,182	2,864	2,864
北米	ニューヨーク （国際連合）	6.3%	アメリカ合衆国ドル	8,795	7,146	6,322	5,497	4,947	4,398
	モントリオール （国際民間航空機関）	16.7%	カナダ・ドル	4,619	3,753	3,320	2,887	2,598	2,310
欧州	ローマ （在ローマ国際機関）	17.4%	ユーロ	2,858	2,322	2,054	1,786	1,607	1,429
	ウィーン （在ウィーン国際機関）	17.0%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	7.1%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	7.1%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ （経済協力開発機構）	12.1%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	12.1%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル （欧州連合）	15.2%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
	（北大西洋条約機構）	15.2%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	11.7%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655
	ナイロビ （在ナイロビ国際機関）	17.5%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　在カンボジア、在ブルネイ、在バヌアツ、在ハイチ、在バラグアイ、在ベリーズ、在アルメニア、在コソボ、在ジョージア、在タジキスタン、在トルクメニスタン、在ロシア、在オマーン、在バーレーン、在アンゴラ、在エリトリア、在ギニア、在ジブチ及び在ボツワナの各日本国大使館並びに在広州、在上海、在瀋陽、在青島、在ダバオ、在ダナン、在マナウス、在レシフェ、在ウラジオストク及び在サンクトペテルブルクの各日本国総領事館に勤務する外務公務員であつて、令和八年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　高市　早苗